広 資 料 第 6 8 号 令 和 4 年 5 月 1 0 日 健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 市 民 情 報 提 供 資 料

新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る接種体制等について

このことについて、国の方針に基づき、3回目接種の完了から5か月経過する60歳以上の方及び18歳以上で一定の基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方に対する4回目接種を、下記のとおり実施しますのでお知らせします。なお、市民への周知につきましては、5月15日号市報、ホームページ等で行います。

記

## 1 接種券の発送日

令和3年12月に3回目の接種を終えた方・・・5月中旬頃 令和4年 1月に3回目の接種を終えた方・・・5月下旬頃 ※以降順次接種券の発送を行ってまいります。

## 2 接種開始日

現時点で、予防接種法に基づく厚生労働大臣指示が発出されていないため未定ですが、5月下旬以降に接種を開始できるよう体制を構築しています。

#### 3 接種会場

現在調整中ですので、決定次第改めてお知らせします。 なお、接種対象者に対しては、接種券送付の際に同封するリーフレットでお知らせ します。

### 4 予約開始日及び予約方法

接種券が届いた日から、市コールセンター (0120-634-101)、市公式LINE又は予約システムで予約受付をします。

# 5 基礎疾患を有する方等の自己申告

4回目接種の対象となる基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方は、接種券発行のために自己申告をしていただく必要があります。対象となる基礎疾患及び申告方法につきましては、5月15日号市報及びホームページに掲載します。